

ユニバーサルデザインの加速に向けた政府の取組状況

I. 「心のバリアフリー」

1. 学校教育における取組

- 1) すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導 [文部科学省、厚生労働省、内閣府]

中央教育審議会答申（平成 28 年 12 月）を踏まえ、平成 29 年 3 月、小、中学校新学習指導要領を告示。（小学校は平成 32 年度から、中学校は平成 33 年度から全面実施。）

新学習指導要領の総則において、各教科等を通じて、障害のある幼児児童生徒との交流・共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明記し、指導の充実を図るとともに、道徳を新たに特別の教科と位置付け、「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」など内容を充実。（「特別の教科 道徳」については、小学校においては平成 30 年度から、中学校においては平成 31 年度から全面実施。）

平成 29 年度においては、新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が各学校において着実に行われるよう、各都道府県教育委員会や学校関係者等を対象とした説明会等を通じて、その趣旨等の周知を徹底。

平成 29 年 7 月に幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を都道府県等の担当者に対して周知するための説明会を開催し、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にすること等も含めて、改訂の趣旨の説明を実施。

また、今年度中に有識者検討会を設置し、「障害の社会モデル」を学べる道徳や特別活動、社会など、教科等横断的に活用可能な教材「心のバリアフリーノート（仮）」の作成や普及方策の検討を開始。平成 30 年度中に「心のバリアフリーノート（仮）」を作成し、都道府県教育委員会等の研修において活用できるよう情報提供を行うなど、全国的な普及・活用を図る。

2) すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解〔文部科学省、厚生労働省〕

教員研修について、平成 29 年度に、独立行政法人教職員支援機構のホームページにおいて、『「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラム』の情報を提供。

教員養成課程について、平成 29 年 11 月に教育職員免許法施行規則の改正を行い、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の 1 単位以上の履修を義務付け。また、全国すべての大学等の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す「教職課程コアカリキュラム」を平成 29 年 11 月に作成し、そのうち「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の項目において、「インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している」を目標として設定。

免許状更新講習について、講習の開設者に対して、平成 29 年 10 月に講習の認定申請等に関する要領を発出し、当該要領の中で「心のバリアフリー」を取り扱う講習の開設を促進。

3) 障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開〔文部科学省、厚生労働省〕

平成 28 年度中の検討を経て、平成 29 年 7 月に「心のバリアフリー学習推進会議」を設置して以降、11 月現在までに計 4 回会議を開催し、交流及び共同学習の一層の推進に向けた方策について議論を実施。平成 29 年度内に提言を取りまとめる予定。その後、提言を踏まえ平成 30 年度中に「交流及び共同学習ガイド」を改訂し、各教育委員会等に周知を図る予定。

また、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）推進事業（平成 28 年度 13 件採択、平成 29 年度 23 件採択）を実施しており、採択先における取組事例などについては、前述の「心のバリアフリー学習推進会議」においても紹介。

4) 障害のある幼児・児童・生徒を支える取組〔文部科学省〕

平成 28 年度、次期学習指導要領の改訂に向けた議論が中央教育審議会に

おいて行われ、平成 28 年 12 月にまとめられた答申を踏まえ、平成 29 年 4 月に新しい特別支援学校幼稚部教育要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を公示。

これについて、平成 29 年 7 月に新しい特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の改訂に係る説明会を開催。今後、特別支援学校高等部学習指導要領改訂に向けた準備を進めるほか、新しい学習指導要領等について周知予定。

また、障害のある児童生徒の学習上の支援機器等教材の充実を図るため、障害のある児童生徒の在籍する小・中・高等学校又は特別支援学校等のニーズを踏まえ、ICT を活用した教材など、児童生徒の障害の状態等に応じた使いやすい支援機器等教材について、企業・大学等が学校・教育委員会等と連携して行う研究開発の支援事業を実施。

加えて、小・中学校（義務教育学校又は中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）においては、平成 5 年度から「通級による指導」が制度化され、平成 28 年 5 月 1 日現在で約 10 万人が対象となっていたが、これまで高等学校においては制度化されていなかった。小・中学校からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導や必要な支援を提供する観点から、平成 30 年度から高等学校においても通級による指導を行うことができるよう、平成 28 年 12 月に省令改正を実施。なお、平成 30 年度の制度開始時に 43 都道府県が実施予定（平成 29 年 8 月現在）であり、平成 29 年度は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において研修を実施する等、引き続き全国の都道府県等における導入を促進。

さらに、平成 28 年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査及び特別支援学校免許状保有率向上のための年次計画の策定状況等について調査を実施。調査結果等を踏まえ、必要な自治体に対して、特別支援学校教諭等免許状保有率向上に係る意見交換を実施した。さらに、平成 28 年度、平成 29 年度ともに特別支援学校教諭免許状の保有率向上を目的とし、教育職員免許法に基づく免許法認定講習等の実施を支援する「特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業」を実施。

障害の有無にかかわらず、児童生徒等が支障なく学校生活を送ることがで

きるよう、学校施設のバリアフリー化を推進。具体的には、学校施設の施設計画・設計上の留意事項をまとめた「学校施設整備指針」に、バリアフリー化の重要性について記載するとともに、児童生徒の障害の状態や特性等を踏まえた留意事項について記載。併せて「事例集」を作成し、学校設置者に配布。さらに、スロープやエレベーター等、障害児対応に必要な事業について補助メニューを設けるとともに、国庫補助をこれまで優先して措置。

5) 高等教育（大学）での取組〔内閣官房、文部科学省〕

「心のバリアフリー」への理解促進にむけた各大学等の積極的な取組を促すため、大学等の教職員が集まる会議等において、障害のある学生支援に関する国の取組概要や、平成 29 年 3 月に取りまとめた『障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）』等について説明を実施。さらに、(独)日本学生支援機構においては、大学等の教職員を対象としたセミナーを開催し、大学の障害学生支援担当者による事例紹介等を実施。

高等教育における「心のバリアフリー」等を推進するため、社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業を開始。大学等や福祉・労働行政機関、企業等による組織的連携の土台を形成する取組を支援し、障害のある学生の支援手法等の研究・開発・蓄積・展開を図る。平成 29 年 10 月、公募により、東京大学と京都大学がそれぞれ中心となる 2 件の取組を選定。

大学生や大学関係者、及び地域住民に対する「心のバリアフリー」に向けた意識醸成として、平成 29 年 10 月及び 12 月に、慶應義塾大学のワークショップ等にて、「心のバリアフリー」や共生社会に向けた政府の取組について広報活動を実施。

2. 企業等における「心のバリアフリー」の取組

1) 企業等における「心のバリアフリー」社員教育の実施〔内閣官房、経済産業省、経済界協議会〕

平成 28 年度から人事院と連携し、「心のバリアフリー」をテーマとした政策立案型研修を実施。平成 29 年度は、入省 3 年目及び課長補佐研修の冒頭に障害当事者等の参画のもと策定した「心のバリアフリーに向けた汎用性の

ある研修プログラム」をもとに、障害当事者が講師となり心のバリアフリー研修を行うとともに、その後、受講者がチームに分かれ、「心のバリアフリー」をテーマとした政策立案を実施。この他、内閣人事局、財務省等でも心のバリアフリー研修を実施。

より多くの人にアプローチするための入門編として、中学生以上の者を対象にアニメーション動画で心のバリアフリーを学べる教材を障害当事者等の参画のもと作成し、平成 29 年度中に提供予定。

平成 29 年には、全国知事会オリパラ連絡調整会議、全国市長会及びホストタウン都道府県等連絡協議会において、上記「心のバリアフリーに向けた汎用性のある研修プログラム」を紹介し、各自治体における研修等での活用の検討を依頼。

経済界協議会参加企業 92 社のうち、平成 29 年度においてこれまでに 8 社に対して研修プログラムを実施。

2) 接遇対応の向上

i) 交通分野におけるサービス水準の確保 [国土交通省、厚生労働省]

交通モード毎の特性を踏まえ、また交通事業者が行う研修の充実を視野に入れ、接遇ガイドラインを本年度中に作成するための検討会を設置し、検討を進めている。

身体障害者補助犬を同伴した人を社会で円滑に受け入れていただくために、厚生労働省ホームページやソーシャルネットワーキングサービス、内閣府政府インターネットテレビを活用し情報提供。また、リーフレット、ステッカー、ポスターを企業等を含む全国に広く配布するとともに、関係団体の協力を得て、普及啓発イベント（全国 3 ヶ所）で各補助犬のデモンストレーションや使用者の体験談を紹介。さらに、厚生労働省において、都道府県が行う補助犬の理解促進のための取組を助成。

ii) 観光、外食等サービス産業における接遇の向上 [観光庁、経済産業省、農林水産省、厚生労働省]

観光業における接遇の向上については、日本観光振興協会をはじめとした

関係団体が、観光庁及び厚生労働省とともに、接客マニュアル作成に向け検討を開始。平成 29 年度中にとりまとめを予定。

流通業における接客の向上については、日本フランチャイズチェーン協会及び日本ショッピングセンター協会において、接客マニュアル作成に向け、それぞれ協会内と経済産業省を交えた形で検討を開始。平成 29 年度中に接客マニュアル及びその普及方法をとりまとめる。平成 30 年度以降に、業界単位で接客マニュアルを展開し、事業者による実施を促進。

サービスの質を見える化するおもてなし規格認証制度の審査項目に「心のバリアフリー」を平成 28 年 8 月（開始当初）より記載。また、サービス産業に携わる現場人材のスキルを標準化・体系化した“おもてなしスキルスタンダード”を平成 29 年末に策定し、その一項目として「心のバリアフリー」を盛り込み。

外食産業の接客向上については、日本フードサービス協会が、接客マニュアル作成に向け、全国飲食業生活衛生同業組合連合会及び日本補助犬協会と農林水産省及び関係省庁を交えた形で検討を開始。平成 29 年度中に取りまとめ、平成 30 年度以降に研修等を通じマニュアルを普及予定。

なお、身体障害者補助犬の普及啓発のための取組は、2) i) に記載したとおり、分野をまたいで幅広く実施している。

iii) 医療分野におけるサービス水準の確保 [厚生労働省]

平成 28 年 1 月に、障害のある人が医療機関にかかった場合に適切な対応がなされるよう、障害特性に応じた合理的配慮の具体的な事例などを示した、障害者差別解消のための措置に関する医療従事者向けのガイドラインを作成し、周知を実施。

3) 障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取組 [厚生労働省、農林水産省、経済界協議会]

障害者団体の代表者も参画する労働政策審議会障害者雇用分科会の了承を経て、平成 30 年 4 月より民間企業の法定雇用率が 2.2% (段階的に 2.3%) に引き上げ。

精神科医療機関とハローワークとの連携強化について、精神科医療機関とハローワークが就労支援の協定を結び、平成 28 年度は 23 箇所、平成 29 年度からは 39 箇所のハローワークでモデル事業を実施。

テレワークによる在宅雇用の推進など ICT を活用した雇用支援について、平成 28 年度に 6 社でモデル事業を実施し、そのノウハウをまとめた冊子を作成、企業等に配布。また、平成 29 年度はさらにノウハウ蓄積を進めるため 7 社でモデル事業を実施。

障害福祉サービスである「就労定着支援」を創設する改正障害者総合支援法が平成 28 年 5 月 25 日に成立、同年 6 月 3 日公布。平成 29 年度は、平成 30 年度からのサービス開始に向けて、社会保障審議会障害者部会や障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、当事者や事業者の団体などの関係者から御意見を伺うことにより、報酬告示や基準省令の内容について検討を実施。併せて、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的方向性を平成 29 年 12 月にとりまとめ、就労系障害福祉サービスについては「地域で自立した生活を実現することができるよう一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬（体系）を構築し、工賃・賃金向上や一般就労への移行を更に促進する」とした。

就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した者の数は、平成 27 年度実績で 14,185 人となっている。平成 29 年度は 17,985 人となると推計され、第 4 期障害福祉計画（平成 27 年度から 29 年度）の基本指針の成果目標である「平成 24 年度実績（8,338 人）の 2 倍の一般就労への移行者の達成」を満たす見込み。平成 32 年度末までに一般就労移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とすること、就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを目指している。

オリンピック・パラリンピック等経済界協議会にて、日本中の企業に心のバリアフリーを広げるべく、人材採用や人事評価への「心のバリアフリー」の価値基準反映等の促進に向け、行動宣言を決定。心のバリアフリーとサポート事例をまとめた冊子「誰もが暮らしやすい社会をめざして」をオリンピック・パラリンピック等経済界協議会が作成。

農業分野で障害のある人の就労を支援するため、平成 28 年度は、障害者

等を対象とした福祉農園の開設を支援するとともに、障害者就労施設へ農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を行う 28 府県に支援を実施し、平成 29 年度上半期は、40 道府県を支援。平成 30 年度までに全都道府県での実施を目指すとともに、平成 30 年度以降についても、必要な予算を確保しつつ、農林水産省と厚生労働省が連携して農福連携にかかる広報資料の作成やセミナー等を開催するなど農福連携の取組を支援する。

また、平成 28 年 3 月には、パンフレット『福祉分野に農作業を ～支援制度などのご案内～』を作成してホームページに掲載するとともに、地方農政局等で開催するセミナー等で、参加者に配布。平成 29 年 5 月には、同パンフレットの内容を更新し、会議等での配布を実施。

3. 地域における取組

1) 地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組 [厚生労働省]

各市町村が行う「理解促進研修・啓発事業」及び「自発的活動支援事業」（地方自治体が地域の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業のメニューにある事業）の取組事例について、平成 28 年度全国障害保健福祉関係主管課長会議の場で周知。また、平成 29 年度より、地域生活支援事業の都道府県事業として「心のバリアフリー」推進事業」を創設し、管内市町村の実施する事業との連携により心のバリアフリーを広めるための取組を支援。今後もこれらの事業を実施する自治体数の増加を目指し、周知を図る。

2) 災害時における避難行動要支援者に配慮した避難支援の在り方 [内閣府、総務省、消防庁]

内閣府は平成 28 年度に、消防庁、障害者団体の協力を得て、避難行動要支援者向けのパンフレット及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成 29 年 3 月内閣府（防災担当）」を作成。平成 29 年 5 月に行われた平成 29 年度災害救助法等担当者全国会議で上記パンフレット及び事例集を地方公共団体に周知。平成 30 年度も、引き続き、避難行動要支援者名簿の活用を周知していく。

なお、多数の外国人や障害者等が利用する施設（駅・空港や競技場、旅館・

ホテルなど)で火災や地震が発生した場合に、施設関係者による情報伝達や屋外への避難誘導が効果的に行われるよう、消防庁は平成28年度に、「外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方等に関する検討部会」を開催し、平成29年3月に「外国人来訪者等が利用する施設における災害情報の伝達・避難誘導に関するガイドライン骨子」をとりまとめ、公表。平成29年度は、上記検討部会の下に2つのワーキンググループを設置し、引き続き検討を実施。施設関係者が、デジタルサイネージやスマートフォンアプリ等を活用し、避難誘導等の多言語化や文字等による視覚化などを行うためのガイドラインを平成30年3月末までに策定し、各施設における避難訓練の実施等の取組を促進。

また、総務省は競技会場において、無線LANやデジタルサイネージ等のICTを利活用することで、外国人来訪者や障害者等が避難情報等に容易にアクセスできるモデルの実証事業を平成29年度以降実施することで、各施設における取組を促進。

3) 音声によらない119番緊急通報 [消防庁、厚生労働省]

会話に不自由な聴覚・言語機能障害者がスマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力で行えるシステム(Net119緊急通報システム)の在り方について検討を行い、平成29年3月に、全国で導入すべきシステムの標準仕様を盛り込んだ「119番通報の多様化に関する検討会報告書」をとりまとめ、サービス提供事業者や消防本部へ周知。これ以降、全国の消防本部で早期導入するよう継続的に働きかけを実施。また、聴覚・言語機能障害者のシステム利用を促進するため、都道府県等の障害福祉担当者や関係団体へ同報告書について周知。

平成30年度以降も同様に全国でのシステム導入・利用の促進を継続的に実施。

4) 救急現場で活用する多言語音声翻訳アプリ [消防庁]

近年の訪日外国人観光客の増加に伴い、救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して、円滑なコミュニケーションを図ることを目的として、多言語版

音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を開発し、全国の消防本部に対して平成 29 年 4 月から Android 版の提供を開始し、平成 29 年 12 月 1 日現在、全 732 消防本部のうち、223 消防本部が使用を開始。話した言葉が文字として表記されるため、聴覚障害者に対しても活用が可能。

平成 30 年 1 月からは iOS 版も提供する予定であり、全国の消防本部で導入するよう継続的に働きかけを実施。

5) その他 [法務省]

平成 28 年 9 月 5 日から 11 日及び平成 29 年 9 月 4 日から 10 日までの 1 週間を全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設し、多くの障害のある人等からの電話相談に対応。

人権相談等で、障害のある人に対する差別、虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じており、平成 28 年は障害者に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の調査救済手続を 286 件開始。

平成 29 年 3 月、人権擁護委員候補者の推薦に当たり、障害の有無にかかわらず、人権擁護委員法に則した候補者を選定することなどの市町村向けの留意点等を、法務局、地方法務局宛て送付し、人権擁護委員候補者の推薦依頼の際などに活用。

平成 29 年 8 月、当事者の視点を踏まえた相談対応を行うことができる人材を育成するため、人権擁護委員に対する研修において、研修講師に障害当事者を招き、講演を実施。

4. 国民全体に向けた取組

1) 障害のある人とない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進 [スポーツ庁]

平成 28 年 10 月 7 日に、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック日本代表選手団合同パレード実行委員会主催による合同パレードを実施。パレードには、オリンピックメダリスト 58 名中 50 名、パラリンピックメダリ

スト 38 名中 37 名が参加し、観衆 80 万人（主催者発表）を動員。

ナショナルトレーニングセンターの拡充整備にあたり、施設仕様（通路、階段、ドア、エレベーター、避難経路、駐車場など）を「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン（ハード編）」（平成 28 年 1 月 IPC 承認）の基準に原則準拠した設計とし、平成 29 年 3 月より整備工事に着手。平成 31 年 6 月末の完成を目指し、整備工事を実施中。

平成 29 年度委託事業「地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）」（委託先：公益財団法人笹川スポーツ財団）において、障害のある人となない人が一緒になって行うスポーツ大会の事例の収集、トピックとして取り扱うべき事例としてヒアリングを実施する候補事例の選定及び一部ヒアリングを実施。なお、ヒアリング対象に 3 名の障害当事者がおり、当事者の関与内容やコメント等も記載する予定。

「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」において、パラリンピアンとの交流やパラリンピック競技体験等の取組を行う「オリンピック・パラリンピック教育」を実施することにより、国民のパラリンピックに対する興味・関心を喚起。平成 28 年度は、2 府 10 県、平成 29 年度は 1 府 14 県 5 政令市においてオリンピック・パラリンピック教育を実施。

2) 特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施[スポーツ庁]

「Special プロジェクト 2020」において、「Special プロジェクト 2020 体制整備事業」、「特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業」及び「特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会開催事業」の 3 つの委託事業を実施。3 つの委託事業について計 11 の団体への委託を実施し、現在事業を実施中。平成 29 年 7 月には、「特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会開催事業」の委託先の一つである一般社団法人日本ボッチャ協会によって、対象事業として「全国特別支援学校ボッチャ大会」が開催され、特別支援学校 36 校から選手及びチーム関係者として 315 名が参加。また、プロジェクトを周知し親しみを持ってもらうためのロゴマークの作成を開始。平成 29 年 5 月から 9 月にかけて、全国の特別支援学校の幼児、児童及び生徒を対象としてロゴマーク案の募集を实

施。

3) 国民全体に向けた「心のバリアフリー」の広報活動〔内閣府、法務省、内閣官房、スポーツ庁〕

障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画」を推進するとともに、新たな基本計画（第4次計画、平成30年度～）の策定に向けた検討を実施。また、国民への理解促進のための取組として、「障害者週間」における作文・ポスター表彰事業及びセミナー等を実施。障害者差別解消法の円滑な施行においては、合理的配慮の事例等の収集・整理や、法の理解促進に向けたフォーラムを全国で開催するなど、各種啓発等を実施。

また、ハード・ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組について、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣による「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」を実施。

障害者スポーツ体験会等について、平成28年7月に引き続き、平成29年8月にも法務省において経済界協議会及び社会福祉協議会と連携し、障害当事者による講話を含めた車椅子体験教室を実施。また、各地域においても、民間事業者等と連携して、障害者スポーツ体験を含んだ人権啓発活動を実施しており、平成29年2月以降、パラリンピアンによる講演会や車椅子バスケットボール体験会を開催。平成29年8月には障害のある人の人権をテーマとしたキャッチコピーコンテストを実施するなど、「心のバリアフリー」に向けた啓発、広報活動を推進。

官邸の会見放送における手話通訳者の同一画面への映り込みに係る障害当事者からの要望について、放送事業者に説明を実施。

関係団体や自治体からの相談等に応じた障害者スポーツを含めた国際競技大会の招致・開催に向けた支援として、平成29年3月に札幌市で開催された「2017 IPC ノルディックスキーワールドカップ 札幌大会」について、市からの相談に応じ、円滑に大会が開催できるよう助言を実施。

4) 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実〔文部科学省、スポーツ庁、文化庁〕

障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要であるとの認識のもと、省内に「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置するとともに、平成 29 年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設。

教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、学校卒業後における学びの支援、福祉・保健・医療・労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等に関する取組を横断的かつ総合的に推進。

平成 29 年 4 月、「特別支援教育の生涯学習化」と題した文部科学大臣メッセージを発出するとともに、地方公共団体等への協力を依頼する通知を発出し、都道府県・指定都市における担当窓口を把握。

著名な障害者や支援者 8 名を「スペシャルサポート大使」に任命し、障害者の生涯学習の推進に関する広報に協力いただくことで、機運を醸成。平成 29 年 8 月に任命式を開催。

平成 29 年度より初めて、障害者の生涯学習支援活動を行う個人、団体への表彰制度を創設。平成 29 年 10 月に、61 件（個人 14 件、団体 47 件）（学習関係 29 件、スポーツ関係 21 件、文化関係 11 件）の被表彰対象者を決定・公表し、同年 12 月には表彰式と事例発表会を開催。

5) 情報バリアフリーの促進 [総務省]

誰もが国・地方公共団体等の提供する情報やサービスに円滑にアクセスできるよう、ホームページへのアクセシビリティの向上を促進するため、平成 28 年度には全国 11 カ所で公的機関の担当者向け講習会の実施し、平成 29 年度は国・地方公共団体等のホームページのアクセシビリティ確保状況を調査・分析し、改善ポイントの明確化、ランキング化を実施。平成 30 年度はホームページのアクセシビリティ調査について独立行政法人、国公立の教育機関等に対象を拡大して実施予定。

また、障害者向けの ICT サービスを提供する中小企業、NPO 法人や障害者向けの新たな ICT サービスの研究開発を行う民間企業等に対する助成を

行うとともに、字幕番組、解説番組及び手話番組の制作を行う者への制作費の一部助成を実施。平成 30 年度は、字幕が付与されていない放送番組に対してスマートフォンやタブレットのアプリで字幕を自動生成するための技術等の実用化に対する助成も実施予定。

6) IoT・AI などテクノロジーの進展を踏まえた新たな共生社会の実現[総務省]

学校でのプログラミング教育を通じて IoT への興味・関心を高めた児童生徒が、障害の有無によらず、地域において発展的・継続的に学べる環境づくりに資するために、平成 30 年度より「地域における IoT の学び推進事業」を実施予定。

また、平成 29 年 11 月から、総務省情報通信審議会において、2030～2040 年頃を展望しつつ、日本の「未来」をつくる情報通信政策の在り方について検討を開始。その中で、IoT・AI などのテクノロジーを駆使し、障害の有無等にかかわらず、誰もが活躍できる共生社会の実現に向け、障害者等に対する ICT 利活用支援策等を検討中。平成 30 年 6 月頃を目処に結果をとりまとめ、必要な取組を実施予定。

5. 障害のある人による取組 [厚生労働省、内閣官房、経済界協議会]

各市町村が行う「理解促進研修・啓発事業」及び「自発的活動支援事業」を支援。また、各事業の取組事例について、平成 28 年度全国障害保健福祉関係主管課長会議の場で、周知・啓発し、事業を推進。また、平成 29 年度より、地域生活支援事業の都道府県事業として「心のバリアフリー」推進事業」を創設し、管内市町村の実施する事業との連携により心のバリアフリーを広めるための取組を支援。今後もこれらの事業を実施する自治体数の増加を目指し、周知を図る。

企業内の障害のある社員が講師等として参加できるよう、「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラム検討委員会において講師用のシナリオ・教材などテキストを作成し公開。

II. ユニバーサルデザインの街づくり

1. 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

1) 競技会場におけるバリアフリー化の推進 [内閣官房、スポーツ庁]

新国立競技場の整備におけるユニバーサルデザイン・ワークショップ（以下「UDWS」という。）を設計段階から施工段階において開催することとしている。UDWSは、車椅子使用者、高齢者、障害者団体及び子育てグループ等14団体で構成され、設計段階においては、平成28年2月23日から計12回実施。車椅子席の配置や外部・内部の移動空間への配慮、トイレ計画等について議論し、可能な限りUDWSの要望を設計に反映。施工段階においては、UDWSを平成29年4月12日からこれまでに計6回実施。設計段階の内容を実際に利用しやすいものとするため、実物大の検証模型（モックアップ）、サンプル等を作成し、細部にわたって検証を行い、可能な限りUDWSの要望を反映させるための改善・修正を実施。

代々木第一体育館について、会場及び敷地内にスロープ、手すり等を設置するなどバリアフリー化等の改修工事に向けた設計を実施。

大会で使用するその他の競技会場について、組織委員会にて、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインに従ったアクセシブルな環境整備を目的とした、車いす用観客席の増設、多目的トイレの増設、エレベーターおよびスロープの改修・増設、表示サインの見直し等の改修工事を働きかけ。

2) 競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー化の推進

i) 競技会場周辺エリア等における道路のバリアフリー化の推進 [国土交通省、警察庁]

平成28年度に競技会場や観光施設の周辺駅、都内の主要ターミナル駅周辺における道路について、バリアフリー化の実態調査を行い、平成29年5月から実態調査結果の公表に向けたデータの精査を実施中。平成29年度から国道、都道の重点整備区間については整備を促進中であり、区道等については重点整備区間の決定に向けて調整中。また、鉄道との結節点となる駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等に対して防災・安全交付金等を重点的に配

分。

平成 29 年度には、競技会場周辺等のバリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備について、国が補助を行う特定交通安全施設等整備事業として実施するための検討、選定作業を実施し、平成 30 年度予算案において新たにオリンピック・パラリンピック関係予算を計上。

ii) 競技会場の周辺エリア等における都市公園のバリアフリー化の推進 [国土交通省]

平成 28 年 11 月に、国・都・区による連絡調整会議を設置。

競技会場となる都市公園や主要な観光地周辺の都市公園を選定し、平成 32 年までにバリアフリー化を推進。また、平成 32 年までに都市公園における高水準のユニバーサルデザイン化のモデル事例の整備を図るよう、公園の選定及び具体的な整備内容を東京都と連携して検討中。

iii) 競技会場周辺エリア等の主要建築物におけるトイレ等のバリアフリー化、活用促進 [国土交通省]

平成 29 年度当初予算において、従来は認定特定建築物の整備費用に限定していたバリアフリー環境整備促進事業の補助対象につき、2020 年までの 4 年間に限り、競技会場へのアクセス経路等に面した区域における不特定多数の者が利用する既設の特別特定建築物で、移動等円滑化基準に適合させるために必要となるバリアフリー改修費用を追加。

競技会場周辺等の専用商業施設、宿泊・遊興施設、スポーツ・興行施設、5 万㎡以上の事務所ビル、博物館・美術館、駅施設、コンビニエンスストア、公共建築物を対象としたトイレのバリアフリー化の実態調査を実施するとともに、トイレのバリアフリー化のための設計の考え方や改修事例等を掲載した「高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準」を平成 29 年 3 月に改正し国土交通省ホームページ上に公表。なお、改正のための検討委員会には、障害者団体も委員として参加。また、建築設計標準の改正内容周知のため、平成 29 年 5 月末から 8 月末にかけて、地方公共団体の担当者や設計者等に向けた説明会及び講習会を開催したところであり、引き続き内容

の周知徹底を図る。

3) 主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化の推進 [国土交通省]

東京大会までに、新国立競技場の最寄り駅である千駄ヶ谷駅、信濃町駅、青山一丁目駅等において、エレベーターの増設または大型化、ホームドアの整備等を行うなど、東京大会関連駅のより高次元のバリアフリー化に向けた整備を実施中。

都内の主要ターミナル等（新宿、渋谷、品川、虎ノ門等）において、2020年（平成32年）の供用（暫定を含む。）を目標として都市再開発プロジェクトを実施する中で、バリアフリー化を推進。例えば JR 新宿駅においては、東京都を中心に交通事業者等の関係者で構成する協議会において、利用者の視点からわかりやすく使いやすいターミナルを目指し、バリアフリー等に関する「新宿ターミナル基本ルール」を平成28年3月にとりまとめ。JR 新宿駅東西自由通路についても、この基本ルールの理念に合わせ整備を実施中。

東京都が導入を予定している都心と臨海部を結ぶBRT事業での活用に向け、平成28年度に新潟市、岡山市の路線バスの営業路線において正着性を高める縁石を設置し、その有効性を検証したところ、引き続き導入に向けた取組を推進。

4) 海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港のバリアフリー化の推進 [国土交通省]

成田空港、羽田空港、関西空港、中部空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港において、平成28年度にエレベーターの増設やトイレの機能分散等の数値目標を空港毎に設定し、取組の具体化を実施。羽田空港国際線ターミナルのUDタクシー及び一般タクシーの乗り場の再配置について平成28年度に整備を完了。

5) リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進 [国土交通省]

都内の路線バスについては90%以上がノンステップバス化されており、引き続き導入を促進。

平成 28 年度、羽田空港・成田空港への空港アクセスバスにおいて 3 つの系統でリフト付きバスの実証実験を開始し、平成 29 年 12 月より路線を拡充。この実証実験で得られた課題等を踏まえつつ、課題に対応した荷物室を従来より確保できる新型リフト付きバスや乗降時間が通常のバスと同じスロープ付ダブルデッカー等の普及を促進していくとともに、バリアフリー車両の効率的な運用などリフト付きバス以外の方法もあわせ空港アクセスのバリアフリー化推進策や目標について検討中。

UD タクシーについては平成 29 年度に新たな車種の UD 認定を実施。この新たな UD タクシーを含め、既存の支援制度を活用し、東京都内のタクシーの 4 台に 1 台を UD 化するなど、普及を促進。

平成 29 年 10 月から交付を開始した 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートにおける寄付金を活用し、リフト付きバス・UD タクシー等の更なる導入を促進。

貸切バスについては平成 28 年度より訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業においてリフト付きバスを新たに補助対象とするとともに、平成 29 年度よりリフト付きバスの臨時営業区域の特例を設け、営業所がある都道府県から地方運輸局ブロック等に拡大した営業区域でのリフト付きバスの運行を認可。バリアフリー車両の導入推進策等を検討中。

2. 全国各地において、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進

1) バリアフリー基準・ガイドラインの改正

i) 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正 [国土交通省]

平成 28 年度においては、有識者、障害当事者団体、公共交通事業者等を構成員とする検討委員会を開催し、交通バリアフリー基準等の改正について一定の方向性をとりまとめ。平成 29 年度においては、平成 28 年度に得られた一定の方向性を基に、引き続き検討委員会にて交通バリアフリー基準の具体の改正内容の検討を行うとともに、ガイドラインについても、障害当事者団体等も参画した委員会を別途設置し、改正内容の検討を実施。平成 29 年度中に所要の改正を実施予定。

主な見直し内容としては、大規模駅におけるバリアフリールート複数化、利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型化、新幹線等鉄道車両の車椅子スペースの増設を基準化するとともに、一定の場合に鉄道車両と駅ホームの間の段差・隙間を最小化し車椅子使用者が介助なしに乗降可能にすることをガイドラインにおいて標準化。

ii) 建築物に係る設計標準の改正 [国土交通省]

平成 28 年度内に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正し、国土交通省ホームページに公開。本設計標準においては、例えば、ホテル等について、バリアフリーに配慮した「一般客室」の設計標準や既存客室の合理的・効果的なバリアフリー改修方法を追加。なお、改正のための検討委員会には、障害者団体も委員として参加。

建築設計標準の改正内容について周知を図るため、平成 29 年 5 月末から 8 月末にかけて、地方公共団体の担当者や設計者等に向けた説明会及び講習会を開催したところであり、引き続き内容の周知徹底を図る。

ホテル等客室のバリアフリー化については、障害者団体や関係団体等を交えた検討会を設置し、バリアフリー客室数の基準見直しを検討中。平成 30 年夏を目途に方向性を取りまとめる予定。

2) バリアフリー法の改正

平成 29 年 3 月、障害当事者も参画した「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」を設置するなどし、バリアフリー法及び関連施策の見直しに着手。6 月の取りまとめを踏まえ、現在、バリアフリー法の改正法案の国会提出に向け、準備を進めているところ。

具体的には、①交通事業者等によるハード対策・ソフト対策一体となった取組の推進、②市町村が主体的に行う地域のバリアフリー化の取組の促進、③バリアフリー法の適用対象の拡大、④利用者への情報提供の推進等について検討を進めている。

3) 観光地のバリアフリー化

i) 観光地のバリアフリー情報提供促進 [国土交通省]

平成 27 年度に「オリンピック・パラリンピックを見据えたバリアフリー化の促進に関する調査研究」で作成したバリアフリー指標を用いて、平成 28 年度の内閣官房「試行プロジェクト」においてモデル評価を実施。平成 29 年度は、地方公共団体等評価者が、当該評価指標に沿って評価を行う際の考え方・方法等を身につけるためのマニュアルを作成するとともに、利用者が各観光地のバリアフリー評価結果を手軽に比較できるよう、平成 31 年度からのポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す。

平成 28 年度に、既存の観光案内所にバリアフリー旅行相談窓口の機能を付加させるスキームにて 5 件のモデル事業を実施。平成 29 年度においてはバリアフリー旅行相談窓口について、正確で分かりやすい情報発信を行える拠点として育成を図る。

ホテル等のバリアフリー情報の提供については、検討を開始。

ii) 貴重な観光資源である文化財・文化施設の活用のためのバリアフリー化 [文化庁]

文化財建造物を活用した地域活性化事業、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業を実施。所有者等の要望に応じて、文化財の活用のため、バリアフリー化を含む施設・設備の改修等への補助を実施。具体的には、「重要文化財 旧前田家本邸洋館」について、車椅子対応のエレベーター、スロープ、トイレの整備等の改修を平成 27 年度から行っており、平成 30 年度に完成予定。併せて、新たに地方財政措置を講じることにより、文化財の積極的な保存・活用を推進。また、文化財の活用のためのバリアフリー化の事例集に掲載する候補の選定を実施。

さらに、国民が障害の有無にかかわらず文化芸術に親しむ環境を整備するため、障害者等に対応して建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う劇場・音楽堂等に対し、平成 30 年度より固定資産税・都市計画税の税制優遇措置を創設予定。

4) 都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバ

リアフリーの推進

i) 都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進 [国土交通省]

駅前広場や自由通路等の交通結節点機能強化の中でバリアフリー化を推進。

ii) 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進 [国土交通省、警察庁]

平成 32 年度までの完了を目標としている特定道路の整備率は、平成 27 年度の 86%に対して平成 28 年度は 88%に上昇。平成 29 年度についても平成 32 年度の完了に向けて引き続き整備を推進中。

平成 28 年度に全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路について、バリアフリー化の実態調査を行い、平成 29 年 5 月から実態調査結果の公表に向けたデータの精査を実施中。鉄道との結節点における駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等に対して防災・安全交付金を重点的に配分。(再掲)

バリアフリー法にいう生活関連経路を構成する道路を中心とした、バリアフリー対応型信号機やエスコートゾーン等の整備について、国が補助を行う特定交通安全施設等整備事業として補助金を交付するなどにより計画的に推進し、平成 28 年度末において、主要な生活関連経路上における横断箇所のバリアフリー化率は 99.5%となった。引き続き整備を推進して平成 32 年度までに主要な生活関連経路についてバリアフリー化率 100%を目指す。

iii) 市町村における面的なバリアフリー化を進めるためのバリアフリー基本構想の策定促進 [国土交通省]

平成 28 年度に改訂した「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」について、各地方運輸局が開催する基本構想セミナー等において周知を実施。また、障害当事者も参画した「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、基本構想制度のあり方について、課題を抽出し、本年 6 月に制度の見直しの方向性をとりまとめ。現在、当該方向性に沿った制度の具体的な見直しを検討中。

iv) ピクトグラムに関する標準化の推進・普及 [経済産業省]

平成 28 年度から 29 年度にかけて、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会や公益社団法人全国手をつなぐ育成会連合会等の障害者団体を含む JIS Z8210 原案作成委員会を開催し審議を実施。また、既存の図記号について ISO 規格との整合化を図るとともに、ヘルプマークやオストメイト用設備など、新しい図記号を追加した JIS Z8210 を平成 29 年 7 月 20 日に改正し、経済産業省の HP や政府広報等を活用し普及を図った。

v) パーキングパーミット制度の導入促進方策の検討 [国土交通省]

障害者等用駐車スペースの適正利用が進むよう、障害当事者団体等をはじめとして、学識有識者、施設管理者、地方公共団体で構成される「パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会」を平成 29 年 3 月に立ち上げ。これら委員からの意見聴取にあわせて、制度に知見の深い有識者や個別の事業者へのヒアリングを実施し、制度の導入促進方策の議論を実施。近くとりまとめを行い、当該とりまとめに沿った導入促進に向けた取組を実施予定。

5) 公共交通機関等のバリアフリー化

i) 鉄道にかかわるバリアフリー化

a) 鉄道における車椅子利用環境の改善 [国土交通省]

平成 29 年 3 月に障害当事者の参画のもと、鉄道における車椅子利用環境改善のための実務調整会議を立ち上げ、議論を行っているところ、車椅子利用者の乗車の際や予約の際の待ち時間の短縮等車椅子利用環境の改善に向けた検討を進め、年度内を目途に結論を得る。

ハンドル形電動車椅子の鉄道車両等への乗車要件のあり方について、有識者、障害当事者及び公共交通事業者を構成員とする調査検討委員会を平成 28 年度に立ち上げ。乗車要件の見直しについて、車椅子使用者の人的要件を撤廃するとともに、車椅子の構造要件を大幅に緩和するとの結論を得たところ、現在、早期の運用開始に向け、国内外への周知方法等詳細について関係者と調整中。

b) プラットホームと車両床面の段差・隙間の最小化 [国土交通省]

ホームドアの整備にあわせて、ホームと車両の段差・隙間の最小化を進める。また、平成 30 年度中に施設・車両の構造等を踏まえて車椅子での単独乗降と鉄道の安全確保を両立しうる段差・隙間の数値化を行い、その結果を踏まえ、単独乗降可能駅をマップ化する。

c) 駅ホームの安全性向上 [国土交通省]

「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」中間とりまとめ（平成 28 年 12 月）を踏まえ、ハード面では、1 日当たりの利用者数が 10 万人以上の駅について、車両の扉位置が一定しているなどホームドアの整備条件を満たしている場合、原則として平成 32 年度までに整備するとともに、扉位置の不一致等の課題に対応可能な新型ホームドアの普及を促進することなどにより、交通政策基本計画の目標（平成 32 年度にホームドア約 800 駅）について、できる限りの前倒しを図る。内方線付き点状ブロックについては、1 日当たり 1 万人以上の駅について、平成 30 年度までに整備する。ソフト面では、駅員等による乗車・降車の誘導案内や声かけキャンペーンによる啓発活動を通じて旅客による声かけ、誘導案内の促進等により転落防止対策を講じる。

平成 29 年 7 月の第 7 回検討会において、各鉄道事業者の転落防止対策の進捗状況の確認を実施したところ、平成 32 年度末のホームドア設置駅数は 882 駅となり、交通政策基本計画の目標を前倒して達成する見込み。

引き続き当検討会を活用して進捗管理等を行い、ホーム転落防止対策を推進。

d) 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進（再掲）

ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進 [国土交通省]

平成 28 年度に、全国の主要な旅客船ターミナルについて、旅客船の乗降口から公共バス・タクシー等の乗降場所までの連続的なバリアフリー化の対

応状況を点検し、すべての施設が対応していることを確認。

平成 29 年 3 月に、旅客船事業者のバリアフリー化の優良事例を収集し、公表するとともに旅客船事業者に周知を実施。併せて、船旅メジャールート（東京の舟運や瀬戸内海航路等）において、今後新造される旅客船の一層のバリアフリー化への協力依頼を行うとともに、平成 29 年度以降、バリアフリールートが設定可能な場合には、各社のホームページへの掲載等の情報発信を行うことを要請。

iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進 [国土交通省]

空港のバリアフリーに関するガイドラインの改訂に向けた作業を実施中。成田空港、羽田空港、関西空港、中部空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港において、平成 28 年度にエレベーターの増設やトイレの機能分散等の数値目標を空港毎に設定し、取組の具体化を実施。（再掲）

タラップや搭乗橋を含め、ターミナルビルから航空機搭乗口まで、切れ目ない、円滑な移動経路を確保する。

また、障害者差別解消法に基づく障害のある人への不当な差別の禁止等に係る対応方針を平成 28 年度に策定、周知を実施。

iv) リフト付バス・UD タクシー車両等の導入促進（再掲）[国土交通省]

都内の路線バスについては 90%以上がノンステップバス化されており、引き続き導入を促進。

平成 28 年度、羽田空港・成田空港の空港アクセスバスにおいて 3 つの系統でリフト付きバスの実証実験を開始、平成 29 年 12 月より路線拡充を実施。実証実験で得られた課題等を踏まえつつ、課題に対応した、荷物室を従来より確保できる新型リフト付きバスや乗降時間が通常のバスと同じスロープ付ダブルデッカー等の普及を促進していくとともに、バリアフリー車両の効率的な運用などリフト付きバス以外の方法もあわせ、空港アクセスのバリアフリー化推進策や目標について業界と検討中。

UD タクシーについては平成 29 年度に新たな車種の UD 認定を実施。この新たな UD タクシーを含め、既存の支援制度を活用し普及を促進。

平成 29 年 10 月から交付を開始した 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートにおける寄付金を活用し、リフト付きバス・UD タクシー等の更なる導入を促進。

貸切バスについては平成 28 年度より訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業においてリフト付きバスを新たに補助対象とするとともに、平成 29 年度よりリフト付きバスの臨時営業区域の特例を設け、営業所がある都道府県から地方運輸局ブロック等に拡大した営業区域でのリフト付きバスの運行を認可。バリアフリー車両の導入推進策等を検討中。

6) ICT を活用したきめ細かい情報発信・行動支援

i) 歩行者のための移動支援サービスの実現に向けた取組 [国土交通省]

障害者を含むすべての人が、屋内外を問わず、自分の現在位置や、目的地までの経路等の情報を容易に入手できるよう、GPS の電波が届かない地下街や公共の施設内におけるインフラ（屋内電子地図、測位機器）の整備、施設のバリアフリー情報を含む各種データのオープンデータ化等を推進。

屋内等の測位機器をパブリックタグとするため、登録に関する品質情報について、実証実験参加者等へのヒアリングをはじめとする調査・検討を行い、標準仕様書を作成するとともに、実証実験で設置されたパブリックタグを登録及び公開。

施設や経路のバリアフリー情報に関する仕様について当事者団体等の意見や現地検証を踏まえて改訂し、併せて、同仕様に基づき競技会場周辺エリア（国立代々木競技場、横浜国際総合競技場）において、バリアフリー情報を収集しオープンデータ化。また、多様な主体によるデータ整備・更新手法に関する検討に着手し、簡易にデータを整備・更新できるツールを作成し提供。

東京駅周辺、新宿駅周辺、成田空港、日産スタジアム（横浜国際総合競技場）において、事務局にて作成したナビアプリにて段差回避ルートのご案内など実証実験を実施し、車椅子利用者の方などにもモニターとして意見聴取を実施。

ii) 個人の属性に応じた最適なサービスの提供に向けた取組 [総務省]

共通クラウド基盤に訪日外国人、高齢者や障害のある人等のアクセシビリティの情報を含めた個人の属性情報を登録し、スムーズな移動、観光等の実現に向け、スマートフォン、交通系 IC カードやデジタルサイネージ等を活用して多様なサービス連携(個人の属性・言語等に応じた情報提供や施設への入場手続の簡略化等)を行う実証を、IoT おもてなしクラウド事業として、複数地域で実施。

iii) 交通機関の利用にあたっての情報提供サービスの実現に向けた取組 [国土交通省]

車椅子利用者等のための乗換検索システムの実現を目指し、平成 28 年度に有識者、障害当事者、関係交通事業者を委員とする検討会を開催し、情報のオープンデータ化に向けた動き等も踏まえ、民間事業者による取組を促進していくとの対応方針をとりまとめ。

また、視覚障害者や聴覚障害者向けの鉄道車両内における走行位置等の案内アプリの導入実現に向け、平成 28 年度に有識者、障害当事者、関係交通事業者を委員とする検討会を開催し、技術調査結果をとりまとめ。

7) トイレの利用環境の改善

i) ガイドライン等の改正 [国土交通省]

トイレのバリアフリー化のための設計の考え方や改修事例等を掲載した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を平成 29 年 3 月に改正し国土交通省ホームページ上に公表。なお、改正のための検討委員会においては委員として障害者団体にも参加していただき、設計標準の改正を実施。

また、建築設計標準の改正内容について周知を図るため、平成 29 年 5 月末から 8 月末にかけて、地方公共団体の担当者や設計者等に向けた説明会及び講習会を開催したところであり、引き続き内容の周知徹底を図る。

交通バリアフリー基準について、平成 28 年度は、有識者、障害当事者団体、公共交通事業者等を構成員とする検討委員会を 3 回開催し、旅客施設に

おけるトイレ整備のあり方を含む交通バリアフリー基準の改正について一定の方向性をとりまとめ。平成 29 年度においては、引き続き検討委員会にて交通バリアフリー基準の具体の改正内容の検討を実施するとともに、ガイドラインについても、障害当事者団体等も参画した委員会において改正内容の検討を実施。平成 29 年度中に所要の改正を実施予定。トイレについては、機能分散を進める方向で見直しを行う。

ii) トイレ利用のマナー改善に向けた取組の推進 [国土交通省]

バリアフリー教室や各種シンポジウム等において、利用マナーの啓発を行うとともに、ポスター・チラシを作成し、マナーキャンペーンを行うため、所要の準備を進めている。

8) 地域における取組

i) 共生社会ホストタウン制度の立ち上げ [内閣官房]

パラリンピアンとの交流をきっかけに共生社会の実現のための取組を実施する共生社会ホストタウンの制度を立ち上げ。これにより地域主導の共生社会に向けたきめ細かい取り組みを加速すると共に、パラリンピックに向けた機運を全国に波及。平成 29 年 11 月に募集開始、12 月に先行的な取組事例として 6 自治体を発表。